２　前項において読み替えて準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、秘匿事項届出書面から法第六十九条の二において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（音声の送受信による通話の方法による家庭裁判所調査官の関与・法第八十条）

第四十四条の二　法第八十条第三項に規定する方法によって家庭裁判所調査官に子の返還申立事件の手続の期日に立ち会わせ、当該期日において意見を述べさせるときは、家庭裁判所又は受命裁判官は、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

２　前項の方法によって家庭裁判所調査官に同項の期日に立ち会わせ、当該期日において意見を述べさせたときは、その旨及び同項第二号に掲げる事項を子の返還申立事件の記録上明らかにしなければならない。

（音声の送受信による通話の方法による裁判所技官の関与・法第八十一条）

第四十四条の三　前条の規定は、法第八十一条第二項において準用する法第八十条第三項に規定する方法によって裁判所技官に子の返還申立事件の手続の期日に立ち会わせ、当該期日において意見を述べさせる場合について準用する。

（証拠調べ・法第八十六条）

第四十六条　子の返還申立事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九条第二項、第百条、第百一条、第百五条の二から第百五条の五まで、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十一条、第百二十四条第四項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百三十九条、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三並びに第百五十一条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表第二の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［２・３　略］

（証人の宣誓）

第四十六条の二　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。

証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

２　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

３　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

［新設］

［新設］

［新設］

（証拠調べ・法第八十六条）

第四十六条　子の返還申立事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九条第二項、第百条、第百一条、第百五条の二、第百二十一条及び第百三十九条の規定を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「直送」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第三十三条第一項の直送」と、同規則第百四条中「地方裁判所又は簡易裁判所」とあるのは「家庭裁判所」と、同規則第百二十九条の二中「口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日」とあるのは「子の返還申立事件の手続の期日」と、同規則第百四十条第三項中「第九十九条（証拠の申出）第二項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第四十六条第二項」と読み替えるものとする。

［２・３　同上］

［新設］